平成２５年（フ）第２４９号
大津市石山寺４丁目25番１号　グランドメゾン石山200号、開始決定時の住所大津市石山寺５丁目２番４号
破産者　片岡　政治
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６６号
大津市雄琴３丁目15番33号　コーポ鳩102号
破産者　高橋　武義
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３６号
京都市山科区西野様子見町２番地１　市営山科団地３―614、前住所京都市山科区小山谷田町43番地　ハピネスマイ203
破産者　三峰工業こと　上野　信治
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番505―503号
破産者　難波江良明
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４０号
神戸市灘区篠原本町４丁目６番16―101号
破産者　林田　源吾
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７７号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目２番52号
破産者　沖田運送こと　沖田　玉江
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５５号
大分市三川下３丁目３番14号
破産者　三浦　一男
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽3633番地２
破産者　川野みどり
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
北海道帯広市西17条南４丁目７番24号
破産者　渡部　妙子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
北海道広尾郡広尾町丸山通北１丁目81番地
破産者　津端　国男
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
北海道帯広市西19条南３丁目34番４号　ブライスハイム―201
破産者　宮崎　正樹
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岩手県下閉伊郡山田町船越第５地割12番地６
破産者　芳賀　詔子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第４９号
岩手県奥州市水沢区羽田町字化石36番地11
破産者　和川　加奈
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２８１号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番１―709号
破産者　菊地　秀介
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０３号
神奈川県海老名市国分南３丁目８番34号
破産者　福田　広司
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
石川県加賀市山田町蛇谷１番地９　加賀中央宇ヴィラ松が丘211号室、開始決定時の住所富山県南砺市下吉江145番地
破産者　才川医院こと　才川　　清
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４１号
石川県加賀市山田町蛇谷１番19号　加賀中央メディケアホーム、開始決定時の住所石川県加賀市山田町蛇谷１番９号　ケアハウス加賀中央ヴィラ松が丘211号室
破産者　才川　泰子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第５９号
富山県射水市本江2302番地、開始決定時の住所富山県射水市足洗新町１丁目21番地
破産者　石黒　武志
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第９６号
富山県高岡市太田4406番地１
破産者　新多　順子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部